

千葉県警察運営管理総合対策委員会設置要綱の制定について

昭和57年10月26日

例規（警）第26号

警察本部長

〔沿革〕 平成12年6月例規（警）第26号

平成16年3月例規（警）第21号

平成17年3月例規（警）第22号

各部長・参事官・所属長

この度、みだしの要綱を次のとおり定め、昭和57年10月26日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、「千葉県警察運営総合対策委員会設置要綱の制定について」（昭和46年例規（警）第4号）は、廃止する。

記

第1 設置の趣旨

本県は、人口の増加、都市化の進展等に伴い、急速な変ぼうを遂げ、警察事象も一層増大かつ複雑・多様化の傾向にある。

これらの事態に適切に即応し、安全と平穏を求める県民の要望にこたえる警察運営及び管理を行うため、県本部に「千葉県警察運営管理総合対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 任務

委員会は、千葉県警察の運営及び管理に関する重要な事項を審議し、総合的な対策を策定することを任務とする。

第3 組織

1 委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。

2 委員長は本部長とし、委員は県本部各部長、市警察部長、警察学校長、首席監察官、組織犯罪対策本部長及び成田国際空港警備隊長並びに関東管区警察局千葉県情報通信部長をもつて充てる。

第4 運営

1 委員長は、委員会を開催し、会議を主宰する。

2 委員長は必要と認めるとき、委員以外の関係者に対し、委員会への出席を求めることができる。

3 委員会は、必要に応じ具体的事項を検討するため、専門部会（以下「部会」という。）を設けることができる。

4 委員長は委員会が部会を設けるとき、部会長及び部会員を指名するものとする。

5 委員会は部会を設けるとき、指示書（別記様式）により、部会に検討させる事項等を指示するものとする。

6 委員会は部会が検討を終了したとき又はその必要がなくなつたと認めるとき、部会を廃止することができる。

7 委員長は委員会が部会を廃止したとき、部会長及び部会員に対し、文書により、部会の廃止年月日及び廃止の理由を通知するものとする。

第5 専門部会

1 所属長は部会を設置する必要があると認めるときは、審議すべき事項を主管する部の庶務担当課長を経由して庶務担当課長会議に付議した後、委員会に諮ることができる。

2 部会は、部会長及び部会員をもつて組織し、委員会から指示された事項について検討する。

3 部会長は、部会の開催その他部会の運営に関し必要な事項を定める。

4 部会長は必要と認めるとき、部会員以外の者に対し部会への出席を求めることができる。

5 部会長は、部会において検討した結果を速やかに委員会に報告しなければならない。

6 部会の庶務は、審議すべき事項を主管する課において行うものとする。

第6 庶務

委員会の庶務は、警務部警務課において行うものとする。

以下様式省略